

発議第 8 号

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

飛騨市議会 議会改革等調査特別委員会
委員長 前川 文博

提案理由

予算を伴う条例改正についての予算協議を改めて行うために政務活動費の増額に関する改正部分を削るため。

飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例

飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和８年飛驒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち飛驒市議会政務活動費の交付に関する条例第３条の改正規定中「第１項中「120,000円」を「180,000円」に改め、同条」を削り、「１万５千円」を「１万円」に改める。

第２条の改正規定を削る。

第１条の条名を削る。

附則を次のように改める。

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<u>第 1 条</u> 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飛騨市条例第26号)の一部を次のように改正する。 第 3 条第 1 項中「120,000円」を「180,000円」に改め、同条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。 2 選挙又は補欠選挙によって 4 月 1 日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に<u>1 万 5 千円</u>を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が 3 月である場合は交付しない。 3 年度の途中で任期が到来する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から任期の到来する月までの月数に<u>1 万 5 千円</u>を乗じた額を限度として交付する。 4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から議員でなくなった月までの月数に<u>1 万 5 千円</u>を乗じた額を限度として交付する。 <u>第 2 条</u> 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。 第 3 条中「180,000円」を「240,000円」に、「1 万 5 千円」を「2 万円」に改める。 附 則 <u>この条例中第 1 条の規定は令和 8 年10月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>	_____ 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飛騨市条例第26号)の一部を次のように改正する。 第 3 条_____中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。 2 選挙又は補欠選挙によって 4 月 1 日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に<u>1 万円</u>_____を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が 3 月である場合は交付しない。 3 年度の途中で任期が到来する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から任期の到来する月までの月数に<u>1 万円</u>_____を乗じた額を限度として交付する。 4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、4 月から議員でなくなった月までの月数に<u>1 万円</u>_____を乗じた額を限度として交付する。 _____ _____ _____ 附 則 <u>この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。</u> _____

飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第2条 略 (交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し、年額120,000円を限度として交付する。 — — — — — — — — — — — — — — — — 2 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。 以下 略	第1条～第2条 略 (交付額及び交付の方法) 第3条 政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し、年額120,000円を限度として交付する。 <u>2 選挙又は補欠選挙によって4月1日以降に議員となった者に対しては、前項の規定にかかわらず、議員となった日の翌月から当該年度末の月までの月数に1万円を乗じた額を限度として交付する。ただし、議員となった日の属する月が3月である場合は交付しない。</u> <u>3 年度の途中で任期が到来する場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から任期の到来する月までの月数に1万円を乗じた額を限度として交付する。</u> <u>4 年度の途中で議員でなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、4月から議員でなくなった月までの月数に1万円を乗じた額を限度として交付する。</u> <u>5 政務活動費は、実績報告書により、年4回以内の請求ができるものとする。</u> 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	議会改革等調査特別委員会
提 案 理 由	政務活動費の増額に関する改正部分を削るための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	令和 8 年第 3 回定例会において政務活動費の増額を含む条例改正案を可決したが、これまでの過程において予算措置に関する市長との協議に丁寧さを欠く面があったことから、改めて予算協議から仕切りなおすため交付額の増額に関する規定を削る。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 議員一人当たりの年間交付限度額を引き上げる規定について削る。 【改正の内容】 (1) 第 1 条のうち飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 1 項の交付額を増額する改正規定を削り、同条第 2 項から第 4 項までを追加する規定中の「1 万 5 千円」を「1 万円」に改める。 (2) 第 2 条の改正規定を削る。 (3) 附則の施行日を令和 8 年 10 月 1 日に改める。
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	公布の日
備 考	